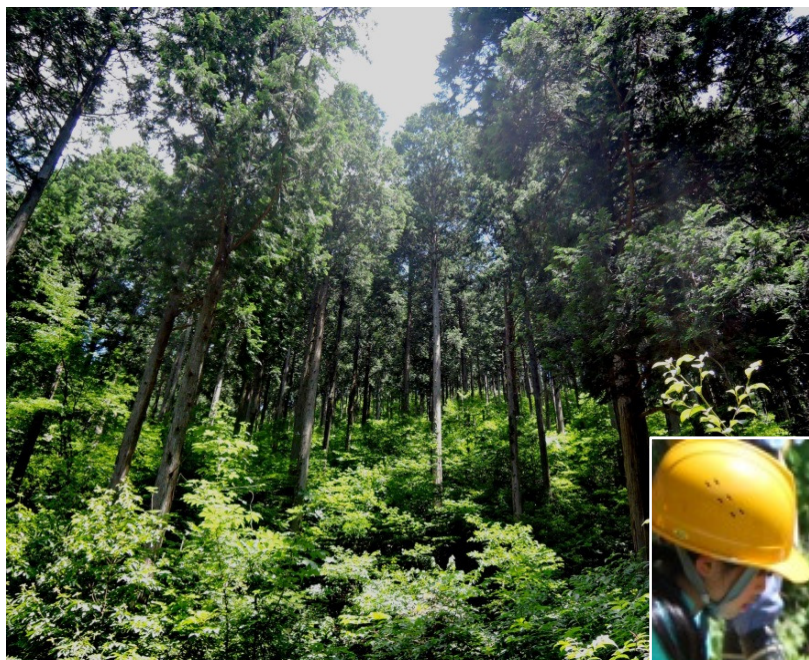


第3期（平成29年度～平成33年度）

# ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）



平成29年1月  
広島県

# 1 総論

## ■ はじめに

---

広島県では、森林の持つ公益的機能の重要性を鑑み、その果たす役割を最大限発揮させ、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年度4月に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、県民の理解と協力の下で森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んできました。

平成23年度までの5年間を第1期とし、平成24年度から平成28年度までの5年間を第2期として取組を進めてきましたが、第2期の検証結果等を踏まえた結果、平成29年度以降の5年間、第3期「ひろしまの森づくり県民税」及び「ひろしまの森づくり事業」を継続することとし、新たに「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」を策定しました。

## 2 第2期ひろしまの森づくり事業の成果と課題

- これまでに「森林機能の維持・発揮」や「県民参加による多様な森づくりの推進」などの施策展開を図ってきた結果、洪水緩和や水源涵養などの公益的機能の増加が図られるなど、森林の公益的機能の維持・発揮に向けた取組が行われた
- また、第1期終了時の課題であった県民参加の多様な森づくりの推進の増加や、森林資源の利用の促進などの取組も進んだ
- 一方、手入れがなされていない森林の解消などによる森林機能の維持・発揮や県民参加による多様な森づくりの推進、森林資源の利用促進の面で成果が上がっている一方で、引き続き公益的機能発揮の低下が懸念される森林が存在することや、継続的な森林保全活動に向けての課題があることが明らかになった

表1 検証結果のまとめ

第2期計画		成果	今後の主な課題
目指す姿	施策展開の方向性		
(県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現)	県民全体で守り・育て・次代へつなげる森づくり活動	森林機能の維持・発揮 ○人工林においては、手入れのなされていない放置された森林が着実に減少するなど、次代に引き継ぐための森林整備を着実に実施 ○里山林においては、景観の改善や、里山の活用、鳥獣被害対策に寄与するとともに、「地域の価値を高める」活動が展開	○依然約4万2千ヘクタールの手入れ不足人工林が存在 ○権利の特定や森林所有者の間伐に対する理解不足などの複合的な要因が、事業同意取得のボトルネック ○地域全体での計画的な整備や適切な整備区域の設定による効果の拡大
	県民参加による多様な森づくりの推進	○森林整備活動が増加するだけでなく、森林・林業体験の担い手や、幅広い森づくり活動の受け皿としての役割を発揮する団体も出現	○各団体は、活動を継続・発展させるうえで、その段階ごとに異なる課題(安全管理技術、財務基盤、人的ネットワーク等)を抱えている
	森林資源の利用促進	○県産材の利用が進んだほか、継続的な木材利用に向けた仕組みづくりがなされたことにより、森林資源の利用促進がなされ、持続的に森林資源を活用	○住宅における県産材利用量は伸びたものの、目標としていた県産材利用量に到達しなかった ○発注者・設計者の先入観・抵抗感から非住宅建築物の木造化が進んでいない
	県民理解の促進	○森林の重要性に対する認識は高い	○これまで行った森林の役割や機能の重要性、事業内容の広報よりも森づくり事業の成果や活動実績を求める声が多く、ミスマッチが生じている

### 3 ひろしまの森づくり県民税を取り巻く状況

- ひろしまの森づくり県民税は、国の環境税の導入が見送られるなかで、林業経営以外の森林においても森林の公益的機能の発揮が求められていたことから、これまで進めてきた取組では対応していなかった分野の施策を推進するため、平成19年4月に新たな制度として創設

森林区分		施策の方向	実施方針	
<b>人工林</b> スギ・ヒノキ 14万ha ○間伐の遅れ ○放置森林の増加 ○災害などの多発	手入れがなされている森林 9.8万ha	<b>林業経営を行う森林</b> 森林の所有と経営の分離を促進し、効率的で持続的な林業事業体に経営を集約	<b>既存事業</b>	選択と集中を図り、既存施策で対応
	手入れがなされていない森林 4.2万ha	<b>県民全体で守り育てる森林</b> 森林所有者だけでは維持できない森林は、県民全体で維持		
<b>里山林</b> 天然林、マツ・広葉樹の人工林 3.5万ha ○放置森林の増加 ○松くい虫被害 ○災害などの多発 ○鳥獣被害の拡大				

**森林の有する公益的機能を持続的に発揮**

(注) 面積はH28の数値であり、人工林・里山林の面積には国有林は含まれていない。

図1 ひろしまの森づくり事業（第1期，第2期）の森林整備に関する施策範囲

- これまでの取組の結果、手入れがなされていない人工林（スギ・ヒノキ）は減少しているものの、未だ解消には至っていない

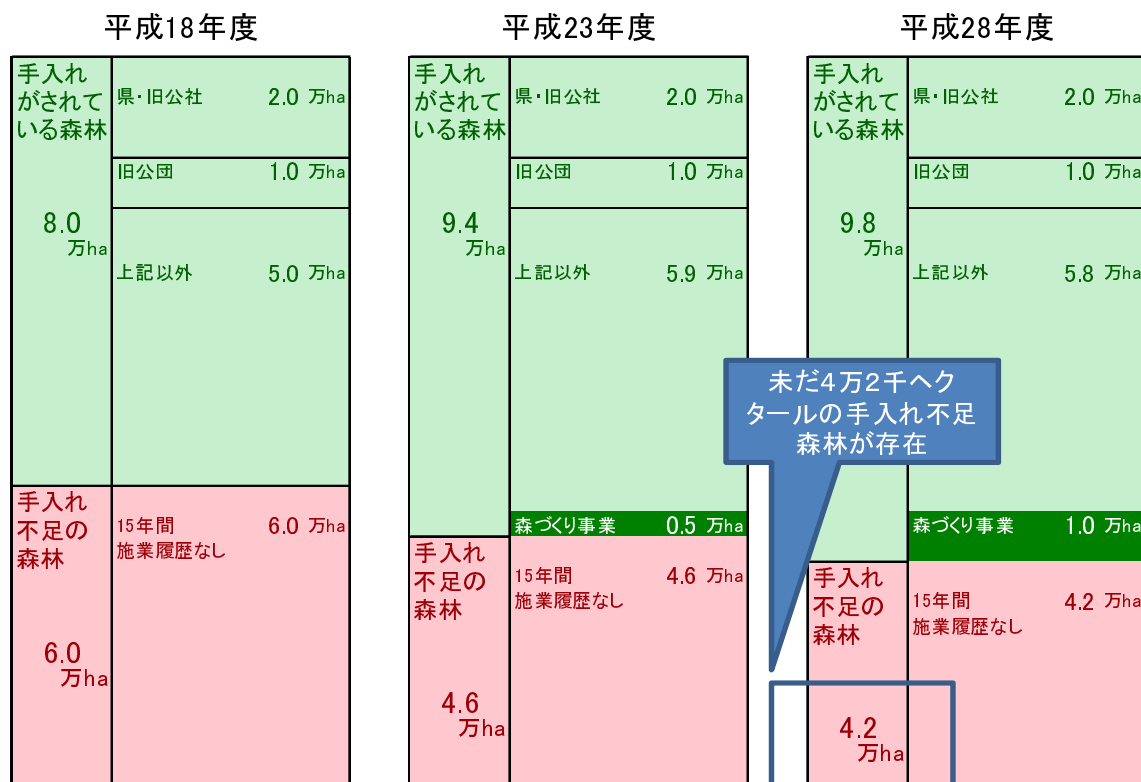


図2 人工林（スギ・ヒノキ）の手入れ状況

## 国における環境税の動き

- 平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月）において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保に向けての新たな仕組みを検討することとされ、平成29年度与党税制改正大綱（平成28年12月）においても、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた
- また、政府においても「経済財政運営と改革の基本方針2016」において「新たな仕組みを検討する」旨の内容を決定（平成28年6月2日閣議決定）
- このため、現在、国に対し、今後税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて調整するよう求めているところ

平成29年度税制改正大綱(平成28年12月8日自由民主党、公明党)(抄)

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

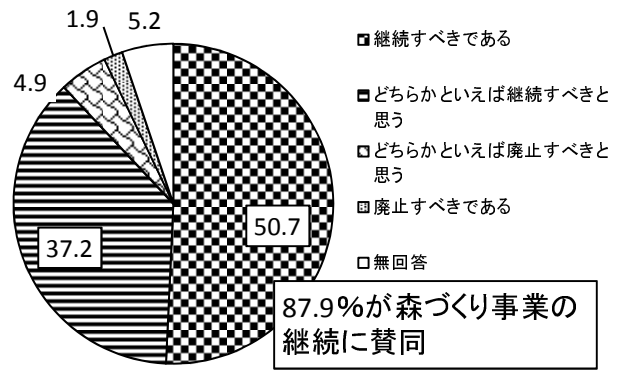
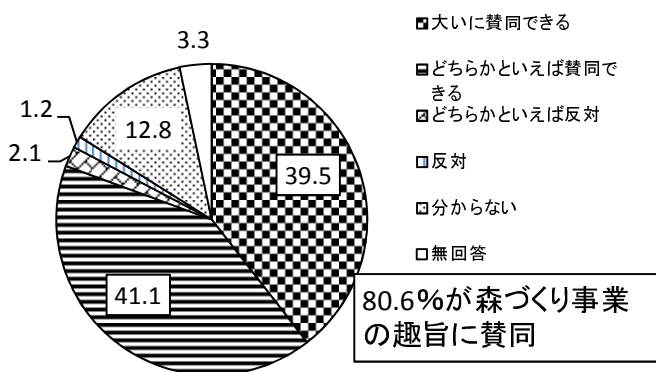
- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講ずることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

# 県民アンケート結果

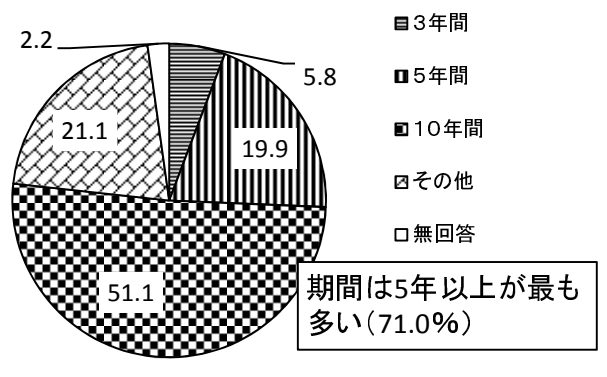
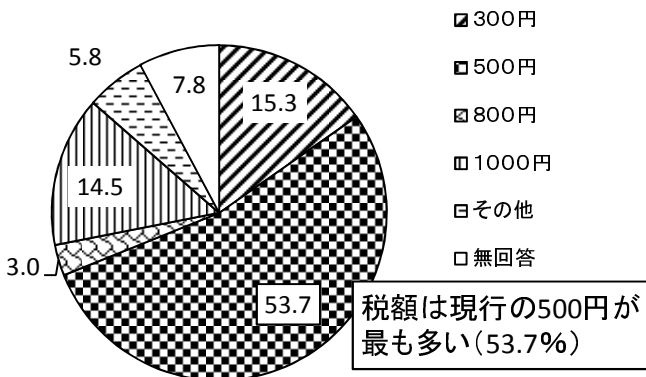
- ひろしまの森づくり県民税の事業趣旨及び継続の可否等について県民アンケートを実施したところ、80%以上が事業趣旨に賛同、87%が平成29年度以降の継続について賛同
- 負担額については、現行制度と同様の「500円」との意見が多い
- 今後取り組む期間については、約7割の方が5年以上の継続が適切であると回答
- 山地災害危険地区の森林整備や間伐、里山林の整備などへ力を入れるべきとの意見が多い

県民アンケート(個人)結果  
個人(県内に居住する20歳以上の男女1000人(回答572人), 選挙人名簿から無作為抽出)



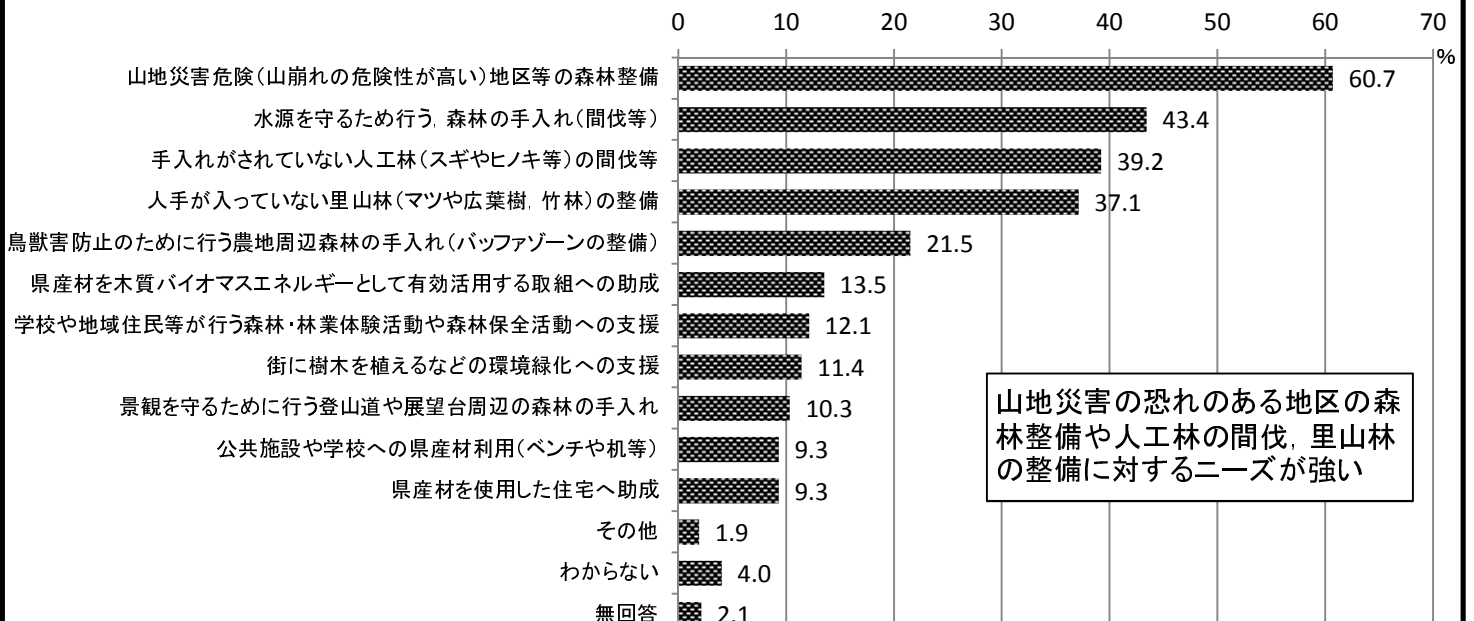
問1: 「ひろしまの森づくり県民税」の仕組みや使いみちの考え方について、どのように思いますか

問2: 「ひろしまの森づくり県民税」による様々な取組(ひろしまの森づくり事業)を平成29年度以降も継続すべきと思いますか。



問3: 「ひろしまの森づくり県民税」を継続する場合、負担額(年額)はどの程度が適切と思いますか

問4: 「ひろしまの森づくり県民税」を継続する場合、どのくらいの期間が適切だと思いますか



問5: 仮に「ひろしまの森づくり県民税」が継続すると想定した場合、あなたは使いみちについて、今後どのようなことに力を入れていくべきと思いますか(複数回答3つまで)

## 4 次期（第3期）ひろしまの森づくり事業について

### 手入れ不足森林の解消に向けた取組策の検討

- 県民が、将来に希望を持ち、安心して心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むためには、「森林の持つ公益的機能を持続的に発揮」させ、県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現が必要
- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために必要となる手入れ不足森林の解消に向けて、今後必要となる取組策を検討した結果は次の通り

取組策	検討内容
手入れ不足森林をひろしまの森づくり事業により5年間ですべて整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総コストは122.6億円（人工林の間伐に要する経費のみ） ～増税した場合500円→約7,200円（14.4倍の増収が必要）</li> <li>○ 増収（4.1億円）では、人工林の間伐（5,000ha）と里山林整備（5,000ha）程度の整備量</li> </ul>
手入れ不足森林を林業経営により管理する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人工林が分散していたり傾斜が急で、採算が悪い条件不利地であるなど、林業経営の不適地が存在する</li> <li>○ 里山林では、一部のチップ、木質バイオマス以外の林業経営は行われていない</li> </ul>
手入れ不足森林対策を森林所有者の責務として、法的措置を取り入れ、費用負担を強制徴収する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行法では、間伐が遅れた森林に対する間伐の勧告、及び勧告通りの対応が行われない場合の所有権移転等以外の法的措置が困難であり、実効性がない</li> </ul>
新たな主体が自主的な整備を行う仕組みを作る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少数ではあるが、小規模な林業事業者や森林保全活動団体が自ら森林の管理を展開</li> <li>○ 短期的に見た森林整備面積は少ないが、将来的には増加が期待できる ～小規模林業経営の場合年間最大3ha/人、ボランティア活動の場合1年間に最大0.05ha/人</li> <li>○ 新たな守り手に森林をあっせんする場合、境界が不明瞭な森林が多く、支障となっている（他県事例）</li> </ul>

- 森林の公益的機能の発揮のためには、5年間で、森林の荒廃が進み県民生活に影響が大きくなると想定される箇所を集中実施するとともに、森林を活用しながら森林整備を行う者を新たに育成し、平成34年度以降は、これらの守り手等により手入れ不足森林を解消することを目指すことが必要
- これらの取組を行うため、引き続き「ひろしまの森づくり県民税」及び「ひろしまの森づくり事業」による取組を5年間（平成29年度～33年度）延長する

#### 【次期森づくり事業の基本的考え方】

区分	内容
整備の必要性が高い森林の再生	森林の荒廃が進み、県民生活に影響が大きくなると想定される箇所を集中実施
森林資源の利用促進	木材の需要拡大に向けた取組を行い、林業経営を後押し
新たな森の守り手の育成（新規）	森林を活用しながら森林整備を行う者を新たに育成し、手入れ不足森林を解消
県民理解の促進	取組に対する県民理解の促進

	【現状】	【推進方針】	【第3期における成果指標】												
人工林 14万ヘクタール	<p>手入済 9.8万 ha</p> <p>林業経営により管理されている森林</p> <p>9.8</p>	<p>集約された森林を、林業経営で管理</p> <p>【林業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争力のある県産材の供給体制の構築</li> <li>○森林資源の循環利用</li> <li>○林業従事者の育成、確保</li> </ul>	<p>林業経営により、手入れ不足人工林を5,000ha解消</p>												
	<p>手入れがなされていない森林</p> <p>4.2万 ha</p> <p>周辺にまとまった人工林があり、集約化の進展によって林業経営を行うことが可能な森林</p> <p>0.9</p>	<p><b>★森林資源の利用促進</b></p> <p>木材の需要拡大に向けた取組を行い、林業経営を後押し</p>													
里山林 35万ヘクタール	<p>林業経営に適さない森林</p> <p>～人工林が分散し、集約的施策が非効率な森林や勾配が急など地形的な制約条件により施業の集約化が困難な森林</p> <p>3.3</p>	<p><b>★整備の必要性が高い森林の再生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人工林については、林床植生の衰退や土壌流出などの荒廃が進み、土砂災害発生によって県民生活に影響が大きくなる箇所を集中的に整備</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>保全対象からの距離(m)</td> <td>250m未満</td> <td>250m以上</td> </tr> <tr> <td>林地の傾斜</td> <td>荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※</td> <td>危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha</td> </tr> <tr> <td>30度以上～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30度未満</td> <td colspan="2">新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha      3千ha</td> </tr> </table> <p>※残部分については、同意取得が困難であると想定している森林であるが、同意を得るための取組を並行して行い、同意が得られ次第順次整備</p>	保全対象からの距離(m)	250m未満	250m以上	林地の傾斜	荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※	危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha	30度以上～			30度未満	新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha      3千ha		<p>ひろしまの森づくり事業により、手入れ不足人工林を5,700haを解消</p> <p><b>林業対策と併せ、手入れ不足人工林の10,700ha(25%)を解消</b> (H28) (H33) 4.2万ha⇒3.1万ha (▲1.1万ha)</p>
	保全対象からの距離(m)	250m未満	250m以上												
林地の傾斜	荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※	危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha													
30度以上～															
30度未満	新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha      3千ha														
<p>人家等の近くにある森林</p> <p>～チップ生産等に一部利用(年間100ha程度:推計値)されているが、大部分は未活用</p> <p>～大部分は自然に遷移していく森林であるが、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害を受けた森林が存在</p> <p>35</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山林については、地域課題(防災対策、景観悪化、鳥獣被害等)を解決するための活動支援や新たな資源利用等里山林を活用した取組支援を通じて、地域が森林の再生に取り組む活動を計画的に推進</li> </ul>	<p>里山林を活用した取組(地域資源保全活動)数を、県内50カ所で展開</p> <p>(H28) (H33) 27箇所⇒50箇所 (+23箇所)</p>													

守り手	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7万人規模の森林ボランティア活動が展開</li> <li>○小規模な林業経営による木材生産や、地域住民等による木質バイオマス等の活動を行う者が新たに出現</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の重要視は認知され、森づくり活動に参加する者も増加</li> <li>○一方、事業の認知度が約3割程度で推移</li> </ul>

<p><b>★新たな森の守り手の育成</b></p> <p>新たな主体による森の守り手(小規模林業経営や地域住民、森林保全活動団体等)を育成し、森林の活用を図りながら森林整備を行うことにより、手入れ不足森林を解消</p>
<p><b>★県民理解の促進</b></p> <p>取組内容や成果についての広報を市町と連携して、県民の理解を得るための取組を推進</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模な林業経営を行う者を増加 (H28) 5名⇒(H33) 30名</li> <li>○自立して活動を行う森林保全活動団体数を増加 (H28) 2団体⇒(H33) 46団体</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林ボランティア数を増加 (H28)72,000人⇒(H33)80,000人</li> <li>○事業の認知度を増加 (H28)25.7%⇒(H33)50%</li> </ul>



## ひろしまの森づくり事業に関する推進方針の位置づけ

ひろしまの森づくり事業は、平成27年10月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン（改定版）」における4つの政策分野のうち「豊かな地域づくり」分野に掲げる将来像を目指し取組を進めるものであり、「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」及び「アクションプログラム」においても、「多様な森林の保全」として基本指針に位置付けられています。

この「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」は、「ひろしまの森づくり県民税」を活用して実施する「ひろしまの森づくり事業」の方向性及び具体的な実施内容を定めるものです。

### ひろしまの森づくり事業に関する推進方針の位置づけ

#### ひろしま未来チャレンジビジョン（改定版）

豊かな地域づくり	<p>（目指す姿） 里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの環境が、内外の人々により引き継がれる中で、将来に希望を持ち、安心して心豊かに、笑顔で幸せな生活が営まれています。</p>
中山間地域	<p>（取組の方向） ○多様な人たちが、地域の資源や基盤を生かして、新たな事業にチャレンジできる環境作りに取り組みます。 ○安心を支える生活環境整備について、市町等と連携して取り組みます。</p>

#### 2020広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム

地域資源の維持	<p>○公益的機能の低下が懸念される森林の整備 手入れ不足の人工林や放置された里山林の整備、森林病虫害等の被害防止対策を実施し、森林の有する公益的機能の維持発揮を図ります。</p>
多様な森林の整備と保全	<p>○地域住民等による自主的・継続的な森林保全活動の推進 地域資源保全活用プランに基づく多様な主体による森林保全活動を県内各地へ拡大させ、県民参加の森づくりを推進します。</p>

### ひろしまの森づくり事業に関する推進方針

## 検証結果を踏まえた見直し内容

取組にあたっては第2期の取組について検証を行った結果や、前述の推進方針を踏まえ、次期計画の取組内容を次の通り変更します。

表3 次期ひろしまの森づくり事業の取組内容及び主な見直し内容

次期（第3期）計画		今後の課題	取組内容、主な見直し内容
目指す姿	区分		
森林の持つ公益的機能を持続的に発揮 （県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現）	整備の必要性が高い森林の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○依然約4万2千ヘクタールの手入れ不足人工林が存在している</li> <li>○権利の特定や森林所有者の間伐に対する理解不足などの複合的な要因が、事業同意取得のボトルネックとなっている</li> <li>○地域全体での計画的な整備や適切な整備区域の設定による効果の拡大が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人工林については、下層植生の衰退や土壌流出などの荒廃が進み、土砂災害発生によって県民生活に影響が大きくなる箇所を集中的に整備</li> <li>○里山林については、地域課題（防災対策、景観悪化、鳥獣被害等）を解決するための活動支援や、新たな資源利用等里山林を活用した取組の支援を通じ、地域が森林の再生に取組む活動を計画的に推進</li> <li>○手入れ不足の人工林や里山林の解消に向け、地域住民が行う境界の明確化等の取組支援を追加</li> </ul>
	森林資源の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅における県産材利用量は伸びたものの、目標としていた県産材利用量に到達しなかった</li> <li>○発注者・設計者の先入観・抵抗感から非住宅建築物の木造化が進んでいない</li> <li>○単なる一過性の県産材製品購入は施策効果が薄い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産材住宅を定着させるための支援</li> <li>○県産材の需要拡大に向けた取組を推進</li> <li>○県産材を継続的に活用するための仕組みづくりへの支援</li> <li>○一過性で施策効果が薄い県産材製品の購入支援を見直し</li> </ul>
	新たな森の守り手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各団体は、活動を継続・発展させるうえで、その段階ごとに異なる課題（安全管理技術、財務基盤、人的ネットワーク等）を抱えている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな主体による森の守り手を育成するため、小規模林業経営や地域住民、森林ボランティア団体等の活動を支援するため、各団体が森林の活用を図りながら森林整備を行うために必要となる取組への支援を追加</li> </ul>
	県民理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで行った森林の役割や機能の重要性、事業内容の広報よりも森づくり事業の成果や活動実績を求める声が多く、ミスマッチが生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森づくりの重要性を理解する者や森林ボランティア活動を行う者を増加させるための支援を実施</li> <li>○使途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報を実施</li> <li>○市町と連携した森づくり事業の成果や活動実績を中心とした広報の実施</li> </ul>

# 森づくり事業の取組方向（事業別体系）

次期（第3期）計画		
目指す姿	区分	具体的な取組内容
<p>森林の持つ公益的機能を持続的に発揮 （県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現）</p>	<p>整備の必要性が高い 森林の再生</p>	<p>人工林対策【P11】</p> <p>環境貢献林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人工林健全化</li> <li>針広混交林化</li> <li>被害木の処理</li> <li>森林作業道の整備</li> <li>簡易な木製構造物の設置</li> <li>事業推進費【一部新規】</li> </ul>
		<p>里山林対策【P12】</p> <p>里山林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観保全型</li> <li>防災・減災型</li> <li>地域資源活用型</li> <li>環境緑化・保全型</li> <li>鳥獣被害防止型</li> <li>事業推進費【一部新規】</li> </ul>
		<p>里山防災林整備事業（特認事業）【新規】</p>
		<p>地域資源保全活用事業（特認事業）</p>
		<p>森林病虫害被害対策事業</p>
		<p>森林資源の利用促進【P14】</p>
		<p>県産材消費拡大支援事業</p>
		<p>県産材利用対策事業</p>
		<p>新たな森の守り手の育成【P15】</p>
		<p>里山活用・保全活動支援事業【新規】</p>
		<p>里山保全活動支援事業</p>
		<p>森林・林業体験活動支援事業【一部新規】</p>
	<p>広報事業</p>	
	<p>その他の特認事業</p>	
	<p>事務費</p>	

## 具体的な取組内容（整備の必要性が高い森林の再生）

### （基本的な考え方）

森林の荒廃が進み、県民生活に影響が大きくなると想定される箇所について、森林整備を行う。

## 1 人工林対策

### （1）取組の考え方

手入れ不足の人工林については、県民生活に影響が大きくなる森林を対象に、公益的機能が持続的に発揮されるよう間伐を行い、下草の生える健全な状態へ森林を再生することで、公益的機能の回復・維持を図ります。

（変更点）

- 第3期において、対策を行う箇所（事業対象範囲）を新たに設定し集中的に整備します
- 事業推進費の対象を、手入れ不足の人工林の解消に向け、地域住民等が境界明確化などの取組が行えるよう変更します

### （2）事業対象範囲

保全対象からの距離が近く、林地の傾斜が急な箇所については、林床植生の衰退や土壌流出などの荒廃が進んだ場合、土砂災害発生によって県民生活に影響が大きくなることが懸念されるため、これらの箇所を集中的に整備します。

保全対象からの距離(m) 林地の傾斜	250m未満	250m以上
30度以上～	荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※	危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha
30度未満	新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha      3千ha	

※残部分については、同意取得が困難であると想定している森林であるが、同意を得るための取組を並行して行い、同意が得られ次第順次整備

### （3）成果目標の設定

成果目標	現状値(H28)	目標値(H33)
手入れ不足の人工林の面積	42,000ha（見込値）	31,000ha

## (4) 取組内容

区 分		取 組 内 容	
人工林対策	環境貢献林整備	人工林健全化	手入れが十分されず放置され、緊急に整備が必要な人工林（過去15年間に森林整備が行なわれていない人工林等）について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、下層植生や樹根の発達、樹木の成長を確保するための適切な間伐を行い、健全な人工林に誘導
		針広混交林化	手入れが十分されず放置され、緊急に整備が必要な人工林（過去15年間に森林整備が行なわれていない人工林等）のうち、人工林としての維持が困難な森林について、強度間伐等により広葉樹を誘導し針広混交林化する
		被害木の処理	台風による被害木や雪害等により、公益的機能の発揮が阻害されている人工林について、被害木を処理し、公益的機能を回復
		森林作業道の整備	人工林健全化や針広混交林化する森林の整備に必要となる森林作業道等の整備を実施
		簡易な木製構造物の設置	
		事業推進費【一部新規】	市町や地域住民等が手入れ不足の人工林を解消するために <u>行う森林整備の働きかけや境界明確化など</u> 、上記事業を推進するために要する取組を実施

(注) 下線部は今回変更点

## 2 里山林対策

### (1) 取組の考え方

里山林については、地域の実情に応じ、地域課題（防災対策、景観悪化、鳥獣被害等）を解決するための活動や、新たな資源利用等里山林を活用した取組に対し支援を行います。

(変更点)

- 解決する地域課題を明確にするため事業区分を再編します
- 8. 20土砂災害等を起因として、災害防止のための森林整備を期待する声が高いことから、防災・減災を目的とした森林整備を特認事業に追加します
- 検証結果から、里山林の整備効果を高めるため、地域毎に一体的な取組を行うことを基本とするよう変更します
- 人工林対策と同様、市町や地域住民が地域課題解決に向けた取組や境界明確化などを行えるよう、事業推進費の助成内容を変更します

### (2) 事業対象範囲

防災対策が求められている森林や、景観が悪化している森林、鳥獣被害が発生しているなど公益的機能が発揮されていない森林において、地域が上記の課題を解決するための活動や、新たな資源利用等里山林を活用した取組など、地域が森林の再生に取組む活動を支援します。

### (3) 成果目標の設定

成果目標	現状値(H24～H28)	目標値(H33)
地域資源保全活用事業の実施箇所数	27箇所 (H24～H28累計)	50箇所 (H24～H33累計)

### (4) 取組内容

区 分		取 組 内 容	
里山林対策	里山林整備事業	手入れ不十分な農山村地域の里山林や都市近郊林等について、森林の持つ公益的機能の維持発揮を目的とした森林整備を実施	
		( <u>景観保全型</u> )	里山林の手入れ不足や竹林化により、景観の悪化が生じている地域において、森林からもたらされる景観を地域全体で向上させるための森林整備
		( <u>防災・減災型</u> )	災害の危険性のある里山林において、地域住民が一体となった防災・減災のための森林整備等
		( <u>地域資源活用型</u> )	地域の資源である森林の風景やランドマーク、森林とふれあう場所を再生し地域の価値を高めるため、地域住民が一体となって行う森林整備等
		( <u>環境緑化・保全型</u> )	公共緑化や生活環境の緑化推進など、緑とのふれあいの機会の増進や生活環境の維持等を図るために行う取組
		( <u>鳥獣被害防止型</u> )	地域全体で鳥獣等の隠れ場所を無くすために行う森林整備
		事業推進費【一部新規】	市町や地域住民等が手入れ不足の里山林を解消するために行う森林整備の働きかけや境界明確化など上記事業を推進するために要する取組
	特認事業	里山防災林整備事業 ( <u>特認事業</u> )【新規】	土砂災害警戒区域など土砂災害の恐れがある区域及びその区域上流に位置する森林を対象に、防災・減災を目的に行う森林整備等や地域における自主的な森林管理を目的とした歩道等の整備について支援
		地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき、継続的に行う森林整備等を支援
		森林病虫害被害対策事業	松くい虫やナラ枯れなど森林病虫害のまん延を防止するため、被害木の駆除や薬剤処理等の防除対策を実施

(注) 下線部は今回変更点

(注) 地域とは、効果的に森林保全活動が行われる一団の森林において、既になんらかのつながりによるまとまりがあり、まとまり単位で森林保全活動を行うエリア（例：中山間地域等直接支払、集落法人、農用地利用改善団体、地域営農集団、常会等）

## 具体的な取組内容（森林資源の利用促進）

### （基本的考え方）

木材の需要拡大を行うことにより、林業経営を後押しし、木材利用を通じた森林の管理を拡大させる

### 1 取組の考え方

住宅分野への県産材利用など、県産材の需要拡大による森林資源の利用促進等により、森林経営を通じた森林の管理を行い、公益的機能の維持・発揮を図ります。

（変更点）

- 交付金事業（県産材利用対策事業）による単なる県産材製品の購入支援については、一過性で施策効果が薄いことから、継続的な利用に繋がる木材利用など施策効果の高い取組への支援に変更します

### 2 成果目標の設定

成果目標	現状値(H28)	目標値(H33)
住宅分野への県産材利用	19,500m <sup>3</sup> （見込値）	72,600m <sup>3</sup> （H29～H31累計値）

### 3 取組内容

区 分		取 組 内 容
持 続 森 林 利 資 源 の 進	県産材消費拡大支援事業	住宅分野での県産材の利用拡大を図るため、県産材の購入経費を県産材利用量に応じて支援
	交付金事業 県産材利用対策事業 【一部見直し】※	木質バイオマス等の利用拡大など、 <u>継続的に森林資源を活用しながら森林整備を進めるために必要となる需要拡大に向けた取組など初期投資等に対する支援</u>

（注）下線部は今回変更点

（注）県産材利用対策事業については、市町に対する交付金配分額（通常分）では対応できない場合は特認事業で採択

## 具体的な取組内容（新たな森の守り手の育成【新規】）

### （基本的考え方）

新たな主体による森の守り手（小規模林業経営や地域住民、森林保全活動団体等）を育成し、森林の活用を図りながら森林整備を行うことにより、手入れ不足森林を解消する。

### 1 取組の考え方

大規模な集約型林業によらない小規模林業経営や自主的に活動する森林保全活動など、森林を活用しながら森林整備を行うものを新たに育成し、大規模な集約型林業によらない森林保全活動を推進することで、手入れ不足の森林の解消を図ります。

### 2 成果目標の設定

成果目標	現状値(H28)	目標値(H33)
小規模な林業経営を行う者数	5名	30名
自立して活動を行う森林保全活動団体数	2団体	46団体

### 3 取組内容

区 分		取 組 内 容
新たな 森の守 り手の 育成	交付金 事業	里山活用・保全活動支援事業 【新規】  ○森林を活用する取組などを通じ、小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林整備を自主的、継続的に行うために必要となる取組を支援 ○活動開始時に必要となる初期費用への支援 ○自主的・継続的な活動を行う上で必要となる財務基盤や安全管理技術などの課題解決に必要な取組への支援 など

(注) 下線部は今回変更点

(注) 交付金事業については、市町域を超える取組等は特認事業で採択



## 具体的な取組内容（県民理解の促進）

### （基本的な考え方）

取組内容の周知による使途の明確化や施策効果を県民に的確に伝えることで、県民の理解を得ながら、取組を進める

### 1 取組の考え方

県民から特別に税を徴収していることを伝えるとともに、事業内容や施策効果を県民に的確に伝えることで、使途の明確化や事業の理解促進に向けた広報を実施し県民の理解を得ながら事業を実施します。

また、森づくり活動に参加していただくことで、森づくり活動に対する理解や関心を高め、県民参加の森づくりを推進します。

#### （変更点）

- 広報内容を事業名や制度紹介の広報から、県民から特別に税を徴収していることや取組内容に理解を得るために行う成果や事業制度、森づくり活動状況報告など、広報内容を変更します
- ターゲット層や広報内容の効果を確認・検証しながら毎年度の広報を実施します
- 市町と連携した広報を実施します（市町広報との連携）
- 森林の役割や機能を理解するうえで効果的な森林・林業体験活動支援事業に、森林・林業の理解促進効果が期待される木育活動を追加します

※木育活動とは市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動

### 2 成果目標の設定

成果目標	現状値(H28)	目標値(H33)
ひろしまの森づくり事業の認知度	25.7%	50%
森林ボランティア活動の延べ人数（年） （森づくり事業以外を含む。）	72,000人（見込値）	80,000人（H33）

### 3 取組内容

区 分	取 組 内 容
広報事業 （事業認知度向上）	特別に税を徴収していることや税の趣旨、使途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報を実施 ・取組内容に理解を得るために行う税の趣旨や成果事業制度、森づくり活動状況報告等の広報を実施 ・市町と連携した広報を展開 ・広報効果の検証
森林保全 活動の増加	住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進させるため、住民団体やNPO等自らの企画・立案による取組や企業による社会貢献活動を支援する。
	森林・林業体験活動支援事業 【一部新規】 森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動や木育活動等を支援

（注）下線部は今回変更点

（注）交付金事業については、市町域を超える取組等は特認事業で採択

## ■ 具体的な取組内容（その他）

---

- 里山林対策や森林資源の利用促進（県産材利用対策事業），新たな森の守り手の育成及び県民理解の促進（森林保全活動の増加に向けた取組）については，市町において地域の選択と創意工夫を基に事業を行うため，これまでと同様に特認事業を除き，森林面積や人口に応じて交付金として配分します
- 各市町に設置済みの地域協議会において，引き続き地域住民等の参加・参画による事業計画の策定・点検など行うとともに，県においても，事業全体の進捗管理等を行いつつ，「議会（農林水産委員会）」へ事業計画や実施状況，成果等を定期的に報告するとともに，学識経験者や森林・林業分野の専門家で構成する「森林審議会」へ取組状況等を報告します

## 6 次期（第3期）ひろしまの森づくり県民税について

ひろしまの森づくり県民税の課税方式や税率については、現行制度を5年間継続するものとします。

### 課税方式

- 森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、事業に要する経費を県民全体で広く・等しく分担することがふさわしく、これまでと同様に「個人県民税均等割」及び「法人県民税均等割」の超過課税方式により財源を確保することが適当

### 税率

- 整備の必要性が高い森林の再生、新たな森の守り手の育成、森林資源の利用促進及び県民理解の促進を期中に実施するためには、現行制度と同程度の課税負担が必要
- 県民アンケート調査において、「事業を継続すべきである」と答えた回答者のうち71%の個人が「年額500円」もしくは「それ以上の負担」が適切であると回答し、72%の法人が「現行の均等割額の5%を維持」もしくは「金額の引上げ」が適切であると回答
- なお、森林整備を目的とした独自税制を創設している府県において、多くの府県が本県と同一の税率を採用（個人は37府県のうち20県が同一税率、法人については19県が同一税率）

表4 ひろしまの森づくり県民税の概要

項目	内 容			
目的	県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進します			
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式			
納める人	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に住所がある人</li> <li>■ 県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人</li> </ul> <b>【非課税対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による生活扶助受給者</li> <li>・障害者、未成年者、寡婦（夫）で前年の合計所得金額が125万円以下の者</li> <li>・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者</li> </ul>		
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人</li> <li>■ 県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</li> </ul>		
納める額 (税率)	個人	■ 年額 500円（現行の均等割額に500円を加算）		
	法人	■ 年額 現行の均等割額の5%相当額		
		資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	現行均等割額
		50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円
		10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円
		1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円
1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円		
1千万円以下	年額 1,000円	年額 20,000円		
課税の期間	個人	■ 平成29年度分～平成33年度分		
	法人	■ 平成29年4月1日～平成34年3月31日の間に開始する各事業年度分		

# (参考：本県の森林・林業の状況等)

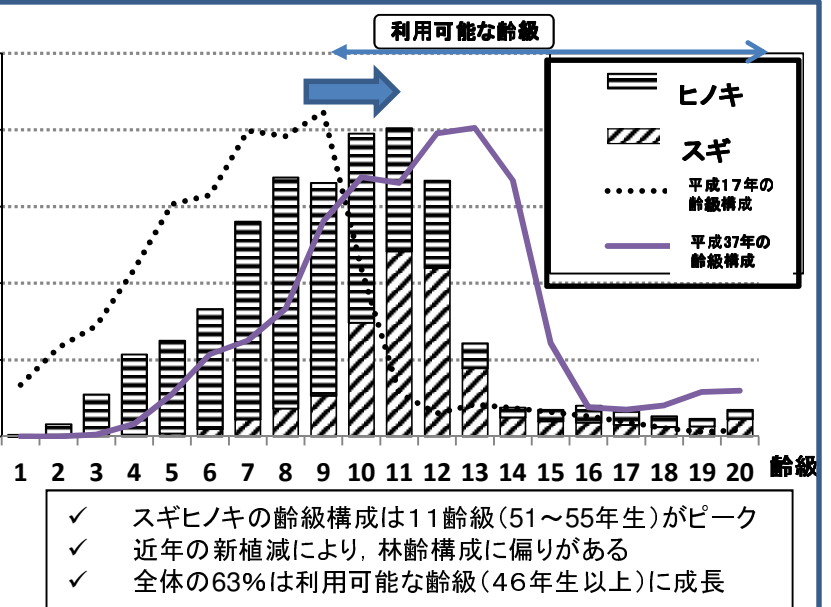
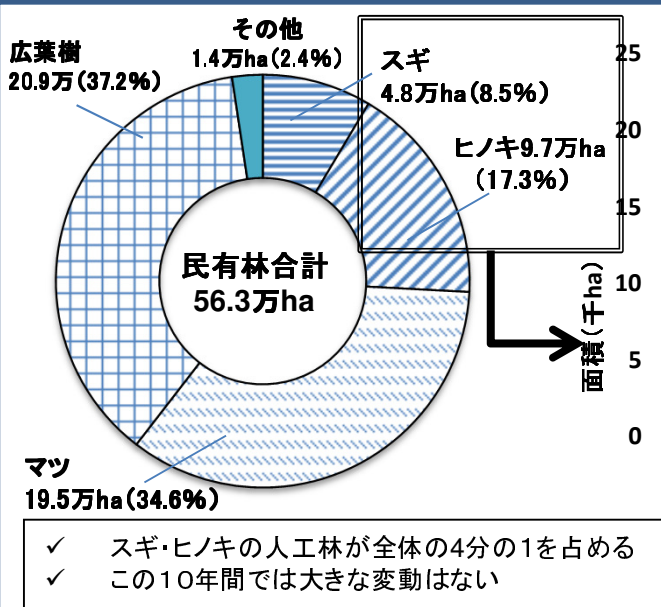


図3 県内の私有林面積（H27）（樹種別）  
林業課調べ

図4 県内の私有林（スギ・ヒノキ）の齢級別面積（H27）の変遷  
林業課調べ

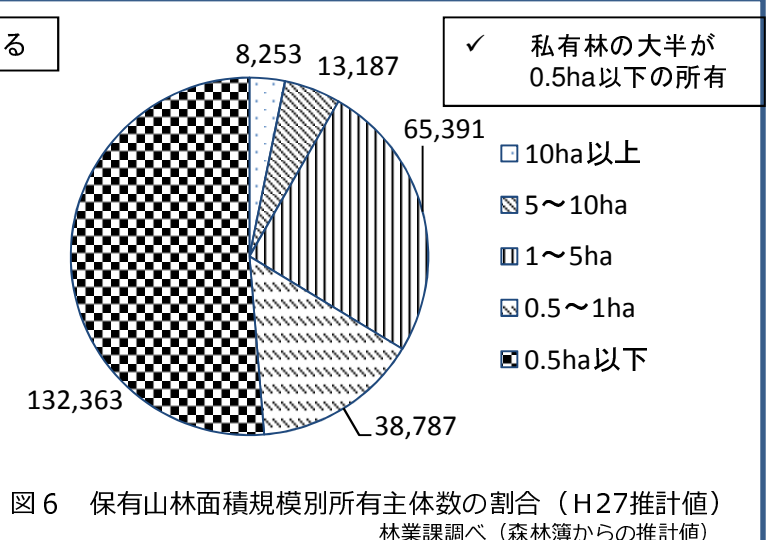
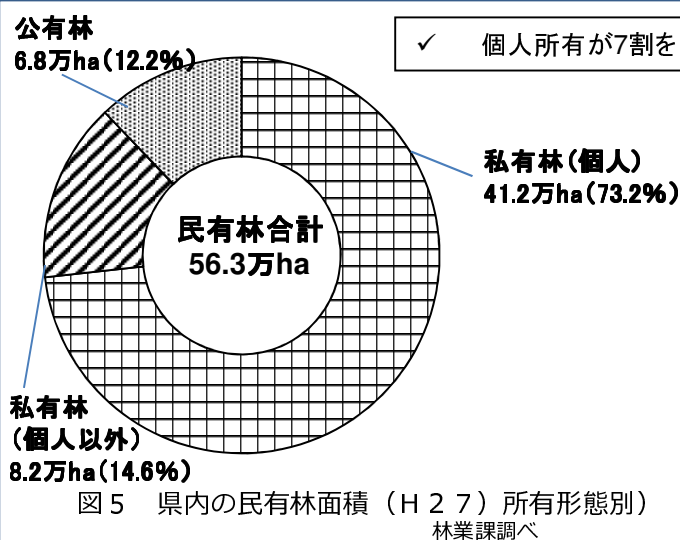


図5 県内の私有林面積（H27）所有形態別）  
林業課調べ

図6 保有山林面積規模別所有主体数の割合（H27推計値）  
林業課調べ（森林簿からの推計値）

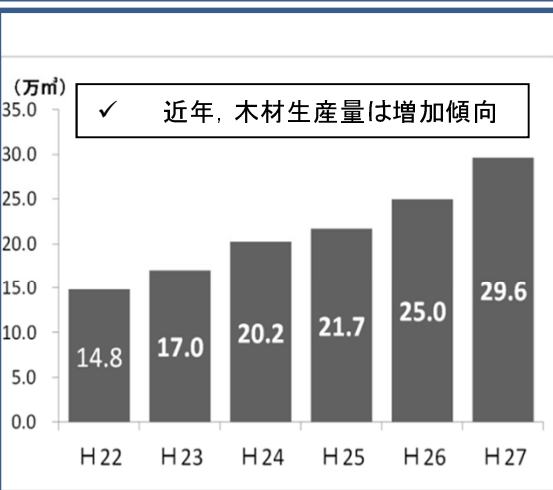


図7 県内のスギ・ヒノキ生産量の推移

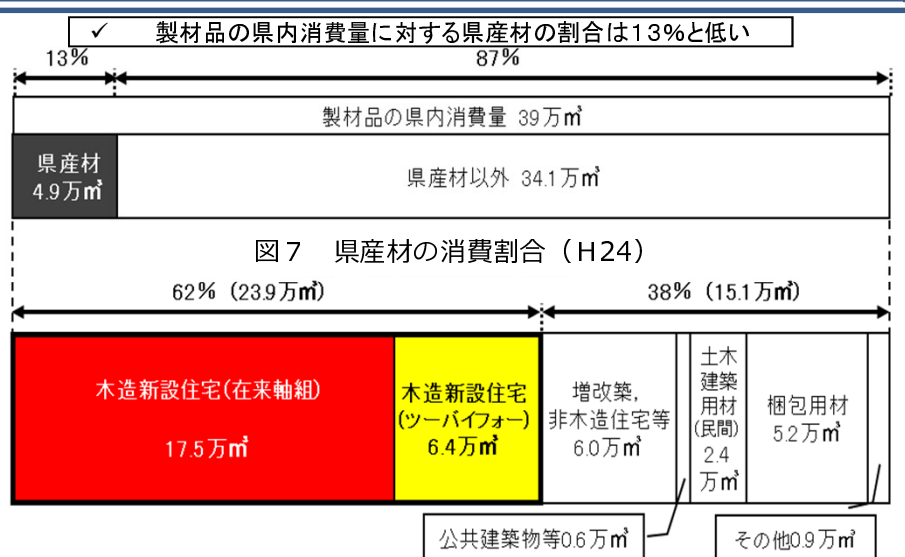
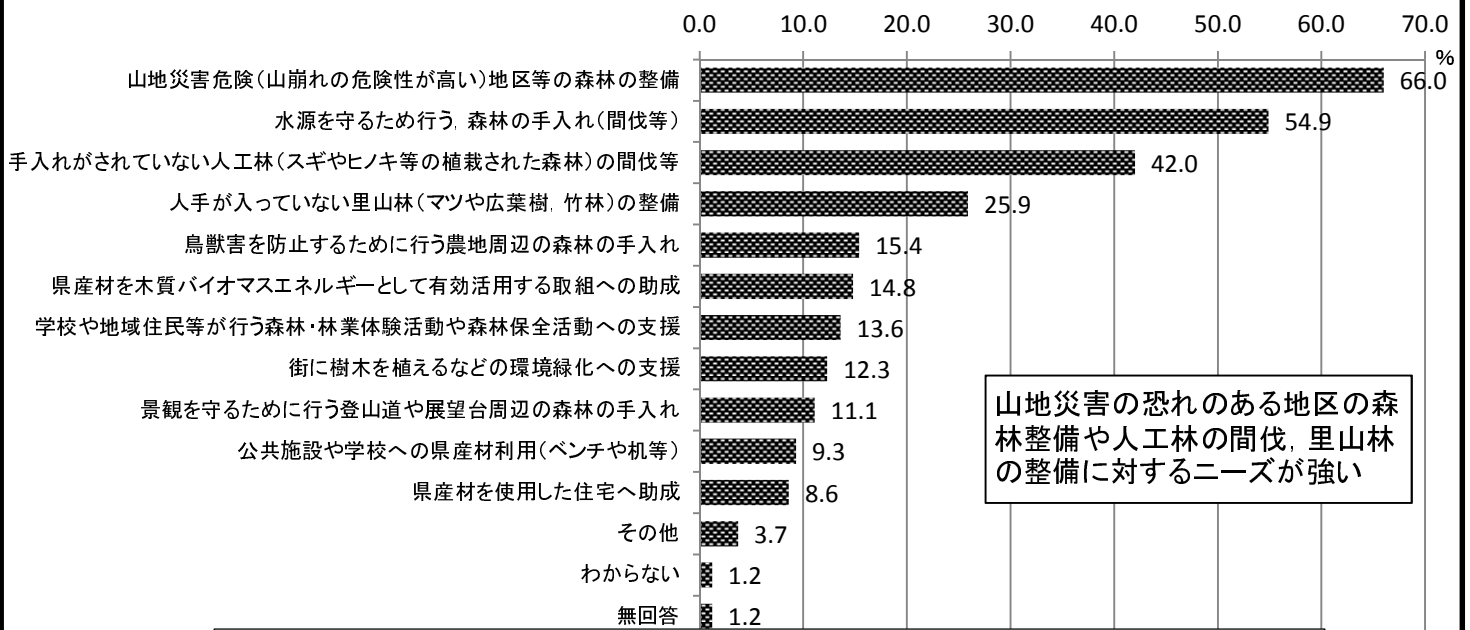
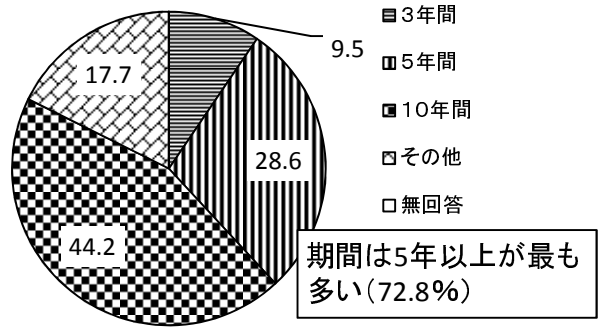
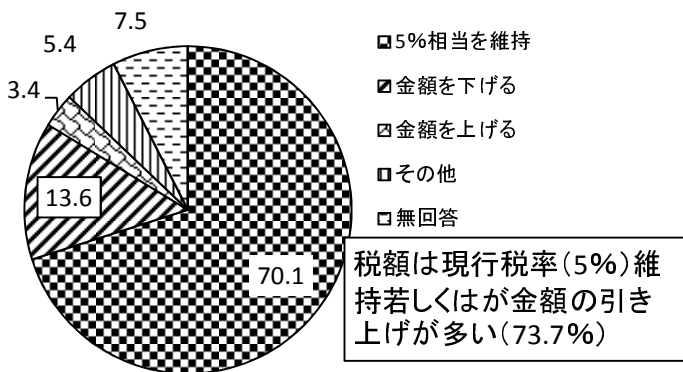
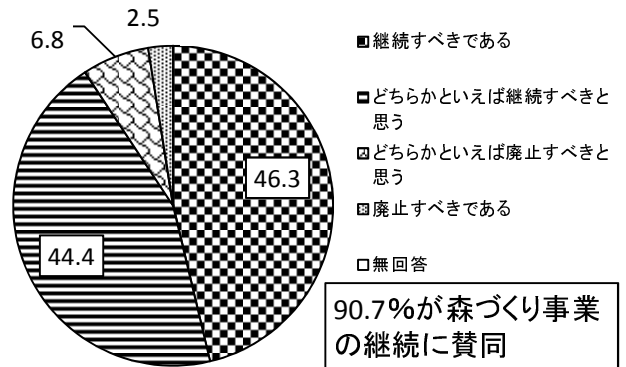
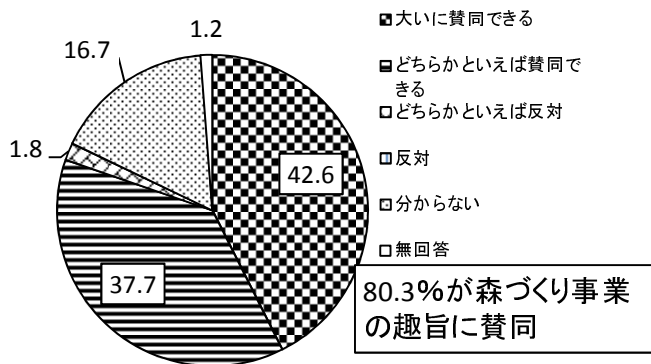


図8 用途別消費量割合（H24）

# (参考：県民アンケート (法人) 結果)

## 法人アンケート結果

(法人(県内に所在する企業300団体(回答162団体)を、広島県内の企業要覧から無作為抽出)



問5：仮に「ひろしまの森づくり県民税」が継続すると想定した場合、あなたは使いみちについて、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか(複数回答3つまで)

# (参考：森林整備に係る都道府県の独自課税の導入状況)

区分	県名	名称	税率(年間)		③導入時期 (上程議会)	④課税期間 又は見直し期間	継続状況	
			個人	法人 (均等割額の上乗せ)			I期	II期
導入済 計37府県	岩手県	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	H18年4月 (H17年12月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月
							II期	H23年4月～H28年3月
							III期	H28年4月～H33年3月
							IV期	H33年4月～H38年3月
	宮城県	みやぎ環境税	1,200円	10%	H23年4月 (H22年2月議会)	5年	I期	H23年4月～H28年3月
							II期	H28年4月～H33年3月
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	800円	8%	H20年4月 (H19年11月議会)	おおむね 5年ごと	I期	H20年4月～
	山形県	やまがた緑環境税	1,000円	10%	H19年4月 (H18年12月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月
							II期	H24年4月～H29年3月
	福島県	森林環境税	1,000円	10%	H18年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月
							II期	H23年4月～H28年3月
							III期	H28年4月～H33年3月
	茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	H20年4月 (H19年12月議会)	5年	I期	H20年4月～H25年3月
							II期	H25年4月～H30年3月
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	H20年4月 (H19年6月議会)	10年	I期	H20年4月～H30年3月
	群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	H26年4月 (H25年2月議会)	5年	I期	H26年4月～H31年3月
	神奈川県	水源環境保全税	均等割:300円 所得割:0.025%	—	H19年4月 (H17年9月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月
							II期	H24年4月～H29年3月
	富山県	水と緑の森づくり税	500円	5～10%	H19年4月 (H18年9月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月
							II期	H24年4月～H29年3月
	石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	H19年4月 (H18年12月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月
							II期	H24年4月～H29年3月
	山梨県	森林及び環境の保全に係る県民税	500円	5%	H24年4月 (H23年9月議会)	おおむね 5年	I期	H24年4月～
	長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	H20年4月 (H19年11月議会)	5年	I期	H20年4月～H25年3月
							II期	H25年4月～H30年3月
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	10%	H24年4月 (H23年12月議会)	5年	I期	H24年4月～H29年3月
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	H18年4月 (H17年12月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月
							II期	H23年4月～H28年3月
							III期	H28年4月～H33年3月
	愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	H21年4月 (H20年2月議会)	5年	I期	H21年4月～H26年3月
							II期	H26年4月～H31年3月
	三重県	みえ森と緑の県民税	1,000円	10%	H26年4月 (H25年2月議会)	おおむね 5年	I期	H26年4月～H31年3月
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	H18年4月 (H17年7月議会)	おおむね 5年	I期	H18年4月～
							II期	H22年12月～
	京都府	豊かな森を育てる府民税	600円	—	H28年4月 (H27年12月議会)	5年	I期	H28年4月～H33年3月
	大阪府	森林環境税	300円	—	H28年4月 (H27年9月議会)	4年	I期	H28年4月～H32年3月
	兵庫県	県民緑税	800円	10%	H18年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月
							II期	H23年4月～H28年3月
							III期	H28年4月～H33年3月
	奈良県	森林環境税	500円	5%	H18年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月
							II期	H23年4月～H28年3月
	和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	H19年4月 (H17年12月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月
							II期	H24年4月～H29年3月
	鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	H17年4月 (H16年2月議会)	導入時3年、 それ以降5年	I期	H17年4月～H20年3月
							II期	H20年4月～H25年3月
							III期	H25年4月～H30年3月
	島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	H17年4月 (H16年12月議会)	5年	I期	H17年4月～H22年3月
						II期	H22年4月～H27年3月	
						III期	H27年4月～H32年3月	
岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	5%	H16年4月 (H15年11月議会)	5年	I期	H16年4月～H21年3月	
						II期	H21年4月～H26年3月	
						III期	H26年4月～H31年3月	
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	H19年4月 (H18年12月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月	
						II期	H24年4月～H29年3月	
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	H17年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H17年4月～H22年3月	
						II期	H22年4月～H27年3月	
						III期	H27年4月～H32年3月	
愛媛県	森林環境税	700円	7%	H17年4月 (H16年12月議会)	5年	I期	H17年4月～H22年3月	
						II期	H22年4月～H27年3月	
						III期	H27年4月～H32年3月	
高知県	森林環境税	500円	500円	H15年4月 (H15年2月議会)	5年	I期	H15年4月～H20年3月	
						II期	H20年4月～H25年3月	
						III期	H25年4月～H30年3月	
福岡県	森林環境税	500円	5%	H20年4月 (H18年12月議会)	10年を目途に 必要がある場 合は見直し	I期	H20年4月～	
佐賀県	佐賀県森林環境税	500円	5%	H20年4月 (H19年11月議会)	5年	I期	H20年4月～H25年3月	
						II期	H25年4月～H30年3月	
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	H19年4月 (H18年11月議会)	5年	I期	H19年4月～H24年3月	
						II期	H24年4月～H29年3月	
熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	5%	H17年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H17年4月～H22年3月	
						II期	H22年4月～H27年3月	
						III期	H27年4月～H32年3月	
大分県	森林環境税	500円	5%	H18年4月 (H17年2月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月	
						II期	H23年4月～H28年3月	
						III期	H28年4月～H33年3月	
宮崎県	森林環境税	500円	5%	H18年4月 (H18年2月議会)	5年	I期	H18年4月～H23年3月	
						II期	H23年4月～H28年3月	
						III期	H28年4月～H33年3月	
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	H17年4月 (H16年6月議会)	5年	I期	H17年4月～H22年3月	
						II期	H22年4月～H27年3月	
						III期	H27年4月～H32年3月	

※林野庁及び和歌山県調査内容を基に当県で作成

※課税期間を設定している県においては、全ての導入県において期限到達時に延長を行っている